

# 月刊 労運研レポート No. 122

2024年8月号

平賀雄次郎労運研共同代表の逝去を悼む

伊藤彰信（労運研事務局長）・・・2P

国家公務員給与平均2.76%引き上げへ

三澤昌樹（自治体労働運動研究会）・・・3P

<第24回労運研研究会の案内>

自治体非正規闘争から学ぶ 森口知子（兵庫県パートユニオンネット）・・・5P

<資料>

第36回コミュニティ・ユニオン全国交流集会開催要項・・・6P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会（労運研）

〒105-0014 東京都港区芝2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 店名（ゼロイチハチ）普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■[mail\\_roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:mail_roukenj2014@yahoo.co.jp)（事務局への連絡はメールをお願いします）

# 平賀雄次郎共同代表の逝去を悼む

伊藤彰信(労運研事務局長)

労働運動研究討論集会実行委員会（労運研）の共同代表であり、全国一般労働組合全国協議会中央執行委員長である平賀雄次郎さんが、7月11日未明、急逝された。74歳だった。

平賀さんは、7月9日、全国一般の書記局会議の途中、頭痛を訴え、近くの病院で検査を受けたが異常がないということだったが、タクシーで自宅に戻り、倒れ込むように横になった。翌朝、回復しないので自宅近くに病院に入院、そのまま帰らぬ人となった。死因は髄膜炎と聞いている。あまりにも、突然のことで、ただただ驚き、悲しむだけだった。



6月25日に中央最低賃金審議会が開かれたとき、厚生労働省前ではじめに発言し、「裁判所に行かなければならないから」と言っていたので、私が「産別の委員長は個別争議に直接関わらなくても良いようにしなければ」と言ったところ、「本当にそうですね。腰が曲がってまでやる仕事ではないですね」と言っていた。私が執筆した本を押し売りしたので、「代金は直接手渡しします。次いつ会えますか」と

聞くので「いつでもいいよ」と答えたのが最後の会話になってしまった。

平賀さんは、1949年東京都品川区で生まれ、小学1年の時に大田区に移り、1973年総評全国一般労働組合東京都本部南部支部（当時）の常任書記として採用され、オルグとしての活動を始めた。文字どおり「南部の平賀」であった。労働戦線が再編され、全国一般が、連合系、全労連系に分解したとき、どちらにもいかない労働組合を結集して、1991年に全国一般労働組合全国協議会を結成し、全労協に加盟した。そのご2010年に全国協議会の中央執行委員長に就任した。

平賀雄次郎さんを忘れられない存在にしたのは、1995年の阪神大震災であった。彼が全国一般南部支部として全港湾にお見舞いのカンパを持ってきたのである。1997年にリバプール港湾労働者激励交流団を派遣するときには事務局長をお願いした。2002年には全国一般全国協、全日建、全港湾で「中小企業労働者の失業と雇用に関する政策提言」をつくり、シンポジウムを開催した。新自由主義による規制緩和に反対し、中小企業労働者、非正規雇用労働者の運動を一緒に闘うようになり、2013年に労運研を結成、その後平賀さんは労運研の共同代表に就任した。

2022年、労運研は「非正規春闘」を提起したが、平賀さんは翌年「非正規春闘という言葉はよくない。中小・下請労働者が見えなくなってしまう」と反対した。「非正規春闘」という言葉は使わなくなったが、私は「1960年代、70年代の親企業責任追及の中小企業闘争論ではなく、新自由主義と闘う一般労働組合闘争論をつくらないといけない」と議論を吹っ掛けた。「分かっている」と彼は答えたが、ゆっくり議論することもなく逝ってしまった。

心からご冥福をお祈りします。

# 国家公務員給与平均 2.76%引き上げへ。

## 2024 年人事院給与勧告内容について

三澤昌樹（自治体労働運動研究会）

8月8日人事院は国家公務員給与に関し2024年4月時点の民間との官民較差を11,183円（2.76%）とし引き上げの勧告を行った。国家公務員の給与勧告は市町村の給与とその後都道府県の人事委員会勧告に影響を及ぼすとともに地場の賃金にも波及する。勧告の骨子を説明しコメントを付す。

### 月例給与は平均で 2.76%引き上げ

月例給与は「若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、すべての職員を対象に全俸給表を引き上げ改定」、とりわけ「採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げ」を特徴にしている。初任給は「総合職（大卒）」230,000円（+14.6%、+29,300円）「一般職（大卒）」220,000円（+12.1%、+23,800円）「一般職（高卒）」188,000円（+12.8%、+21,400円）引き上げ率は係員クラスで11.1%、主任クラスで7.6%、30歳台後半以上の中高年の職員の引き上げ率は1%台である。

勧告の引き上げ率は32年ぶりに2%を超える水準だったとはいえ、この間の物価上昇をはるかに下回る水準かつ今春闘の賃上げ率5.33%（厚労省民間主要企業春季賃上げ用強雨・妥結状況）と比べても不十分なもので組合員の厳しい生活実態を反映していない。今回全世代での月例給与引き上げは評価できるが、若年層と中間層の改定率に大きな格差があることは、今回も見送られた「60歳前後の給与カーブのあり方」の検討が予定されている中で、給与のフラット化を進め既成事実化への懸念がある。

### 一時金 0.1 月引き上げで 1.6 月の支給

一時金の支給月数は年間4.50を4.60へ引き上げ。引き上げ分は期末手当と勤勉手当とに0.5月ずつ配分、再任用職員は2.35か月を2.40か月に引き上げ。また25年度からは夏冬における支給割合を同一にしている。年間支給月数は改定により期末2.5か月勤勉手当2.1か月、再任用職員では期末手当1.4か月、勤勉手当1.0か月となる。一時金に関しては勤勉手当へ配分強化を進め成績・能力主義への傾斜をますます強めている。再任用職員に関しては正規職員時と比較し低水準に引き続きとどめられている。

### 寒冷地手当の引き上げと級知区分の見直し

寒冷地手当は11.3%の引き上げがされるが、支給地が見直され段階的に減額の措置がとられるものの、非支給の職員が燃料費の高騰が続く中での実態を反映せずに生じる状況になっている。

### 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

今回の勧告が重視しているのが「給与制度のアップデート」、これは「現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換」するため①若年層給与水準の競

争力向上 ②職務、職責重視の処遇 ③能力・実績の適切な反映 ④地域の民間給与水準反映 ⑤5採用・異動をめぐるニーズへの対応 ⑥環境変化への対応という6つの観点から、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当のわたり包括的に給与制度を整備するとしたもの。

**俸給**では、係員級については、初任給や若年層の俸給の大幅引き上げ、勤務成績をより昇給に反映可能にするための見直しとして、上級の昇給区分の職員割合を20%から25%に引き上げる。係長、本府省課長補佐級に関しては俸給表の各級の初号の額を大幅に引き上げ、若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善。本府省課室長級に関しては俸給の級間の重なりをなくし昇格によりより給与が大きく上昇（最大5万円）する仕組みに変更し、昇格による給与上昇を基本とし、成績優秀者は昇給でも更なる給与上昇を確保する仕組みとした。

これら一部のキャリア優遇の措置、上位評価者へのメリットに偏重していることなど、成績主義・能力主義評価の人事管理の徹底により昇給は昇格が原則との考えを体现するものであり、多くの中堅層以上の職員にはメリットがないものである。

**地域手当**については支給地域の単位を都道府県を基本とする広域化し、人口20万以上の中核的な都市は当該地域の民間賃金を反映することとし、級地区分を7級地から5級地に再編。支給割合の引き下げは1年1%ずつの激変緩和措置と異動保障の延長をおこなう。

地域手当の大きくくり化を都道府県単位に一律化したのが、地域間格差は依然として解消されていない。今回の見直しにより手当額が引き下げられる地域が多数生じており、その対象地域の職員の生活にとどまらず、地方自治体、地場賃金などその影響は多方面に及び、今後の地方自治体における賃金確定闘争での争点となる。また最賃における地域間格差にも影響が及ぶものである。

その他手当に関して、配偶者手当の廃止、通勤手当の限度額引き上げ、再任用職員への手当支給の拡大などが行われる。扶養手当の廃止は国家公務員における広域配転が常態化している人事異動の在り方と一体で論議すべき事項であり、このままでは職員の負担感が高まるばかりである。通勤手当に関しては大都市圏以外の地域における交通事情を反映したマイカー通勤にかかる経費増への対応が必要である。再任用職員への住宅手当支給が認められたの前進といえる。

**ボーナス**に関しては本府省課長級以下の職員について勤勉手当の最上級の成績区分の成績率（支給月数に相当）の上限を平均支給月数のこれまでの2.05倍から3.15倍に引き上げる。また各府省の裁量により最上位の成績区分の適用者を増やせるよう、上位の成績区分の人員分布率を見直しする。これらは競争と分断を職場内で一層拡大し「ゼロハラスメントの実現」「超過勤務の縮減」を謳う勧告とは相容れないものといえるであろう。

人事院勧告を受け市町村では今後賃金の確定闘争が始まる。人事委員会を持つ自治体では9、10月と人事委員会の勧告が出て確定闘争に突入する。いずれも国の勧告内容に大きく影響されることになる。地域手当問題、賃金制度の改定をめぐりシビアな闘いになるのは間違いない。

労運研第24回研究会（オンライン）

## 自治体非正規闘争からまなぶ

### 芦屋市留守家庭児童会指導員労働組合のたたかい

森口 知子（兵庫県パート・ユニオンネットワーク事務局長・  
元芦屋市留守家庭児童会指導員労働組合委員長）

1989年3月17日に労働組合を結成し、「雇用安定」と「均等待遇」をめざして闘った芦屋市留守家庭児童会指導員労働組合の35年の歴史は、兵庫の臨時・非常勤闘争の先駆的闘いであり、官製ワーキングプアと称された低賃金と劣悪な労働環境改善の闘いでした。そして、同じ市で働く非正規職員の組織化と非正規職員の差別をなくし、団結を促す闘いでした。

公務非正規職員の厳しい闘いの歴史と闘いの中から見出された展望を実践的な取り組みからともに学びたいと考え今回研究会を開催します。

皆様、お誘いあわせのうえ、ご参加ください。

- 主催 労働運動研究討論集会実行委員会（労運研）
- 日時 2024年8月31日（土）19時00分～20時30分
- オンラインで開催します
- 申し込み 労運研事務局 [roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:roukenj2014@yahoo.co.jp) に 氏名、所属、メールアドレス、住所を明記してメールで申し込んでください。  
ZoomのURLを返送します。
- 参加費 無料

参考資料

コミュニティ・ユニオン全国交流集会在10月に大阪で開催されます。要綱を掲載します。

## 第36回コミュニティ・ユニオン全国交流集会開催要項

- 日時 2024年10月5日(土) 12:00 受付開始  
6日(日) 12:00 全体会閉会  
13:00 女性交流会・韓国非正規ネット訪日団との交流会
- 会場 「エルおおさか(大阪府立労働センター)」  
大阪府中央区北浜東3-14 TEL:06-6942-0001
- レセプション会場 「大阪商工会議所6階 レストラン「ニューコクサイ」  
大阪府中央区本町橋2-8 大阪商工会議所6階 TEL:06-6944-6525
- 参加費 ○全日程参加:10,000円 ○初日全体集会2,000円・レセプション6,000円 ○  
2日目(分科会、最後の全体集会)2,000円 <振込先> 近畿労働金庫豊中支店 金融機関  
コード 2978 店番号 595 普通口座 8850162 口座名義:コミュニティユニオン関西ネッ  
トワーク ★可能な限り、事前のお振り込みをお願いします。
- 申込締切 ○中間集約:8月25日(日) ○最終集約:9月15日(日)
- 申込先 参加申込はExcelのフォームに記載してメールに添付して送信してください。  
○送付先:cuinosaka@gmail.com ○問い合わせ電話番号 075-581-7434(FAX兼) 笠井
- 申込みフォーム 申込みシートを下記URLからダウンロードして必要事項を記載の上、メ  
ールでお送りください。○ダウンロード <https://x.gd/>
- 機関誌等の送付 PDF等のデータにして、下記アドレスまで添付ファイルでお送りくださ  
い。 cuinosaka@gmail.com

## 2024年全国交流集会 in 大阪プログラム(予定)

- 1日目 10月5日(土) 会場 エルおおさか 2F:エルシアター  
13:00 全体会開会 主催者挨拶、来賓挨拶など  
13:25 CUNN 総会議事開始 活動報告・会計報告・方針案ほか  
14:00 特別報告  
14:30 休憩・舞台設定  
14:40 全体会企画・映画上映「もっと真ん中で」  
16:10 トーク(40分)  
17:00 全体会終了・事務連絡など  
18:00 レセプション開始 徒歩10分ほど 大阪商工会議所6F レストラン「ニューコクサイ」
- 2日目 10月6日(日)  
8:45 分科会受付 会場 エルおおさか  
9:00 分科会開始

11: 00 分科会終了

11: 30 全体会開会 集会集約・集会宣言

12: 00 全体会終了・プログラム終了

**全プログラム終了後のオプション企画**

13: 00 韓非ネとの交流会 /女性交流会 会場 エルおおさか会議室

## 1 全体企画 ドキュメンタリー映画『もっと真ん中で』（概要紹介）

在日の女性が、ヘイトスピーチの損害賠償を求め、最終的に民族差別と女性差別の複合差別を認定した画期的勝利判決を大阪地裁・高裁・最高裁で勝ち取った記録です。企画を通じて、在日の問題や民族差別、女性差別について考えていきたいと思ひます。

・映画上映 83分（韓国映画 2022年）

・監督と出演者2人のトーク 40分

オ・ソヨン監督：ドキュメンタリー監督 戦後補償問題など日韓に横たわる社会問題を取りあげる。

キム・ジンスクさんの韓進重工業での合理化撤回要求高空籠城300日を記録した『塩花の木々 希望のバスに乗る』（2012年）も日本で上映された

李信恵（リ・シネ）さん：フリーライター。反ヘイトスピーチ裁判の元原告。裁判勝利後も民族差別をはじめあらゆる差別を許さない執筆活動を続ける。

梁千賀子（ヤン・チョナジャ）さん：民族学級講師。民族学級とは、日本の公立小中学校に通う朝鮮半島にルーツのある児童・生徒たちが、朝鮮の歴史、文化、言語を学び、アイデンティティを育む場である。大阪市には100前後の小中学校に民族学級が存在している。

## 分科会案内（概要紹介）

**第1分科会 ハラスメント相談にどう向き合うのか** 座長：西山和宏（あかし地域ユニオン） 報告：平田淳子（よこはまシティユニオン） 報告：山西伸史（NPO法人ひょうご働く人の相談室）

**第2分科会 みんなで考えるセクハラ労働相談** 座長：田島陽子（関西労働者安全センター） 事例報告：よこはまシティユニオン他。

**第3分科会 組織化を考える ～組合を作るため、作った組合を守り育てるために～** 報告者：佐藤さゆり（名古屋ふれあいユニオン 碧海工機・コロナ雇止めからの組織化） 進藤勇志（連合福岡ユニオン 一番食品・パワハラ問題からの組織化） 桃井希生（札幌地域労組パタゴニア・無期転換逃れ問題からの組織化）

**第4分科会 ユニオンが行うワークルール教育の取り組み** 働く前はもちろん、働き始めてからも、ワークルールを知ることとはとても重要です。高校でのワークルールの出前授業の実践の報告をもとに、学校や職場でユニオンができるワークルール教育や労働運動の大切さについて、経験を共有し、今後の取り組みを考えていきましょう。 報告・サポートユニオン withYOU 担当 島野正通（サポートユニオン withYOU）

**第5分科会 生活できる賃金を！最低賃金を引き上げよう！** 座長：加瀬純二 下町ユニオン 連絡先：下町ユニオン 電話03-3638-3366 Email: [shtmch@ybb.ne.jp](mailto:shtmch@ybb.ne.jp)



**第6分科会 「フリーランスのいま ～たたかひの現状、課題、希望～」** (1) フリーランスユニオンの活動 (2) アマゾン配達員の組織化 (3) 世田谷区史編さん問題 担当者・座長 鶴丸周一郎(名古屋ふれあいユニオン)

**第7分科会 賃金差別「女の賃金はなぜ安い？」** この分科会では、男女の賃金格差を私たちの身の回りの事例を出し合い、具体的にどのようにして女性が安心して生活できる賃金を労働組合として勝ちとっていくことができるか、ジェンダー平等をめざす運動を考えます。奮ってご参加ください。 担当者：近藤恵子(北海道ウィメンズ・ユニオン) 井出志保(女性ユニオン東京)

**第8分科会 会計年度任用職員 わたしたちの仕事内容は本当に「会計年度」ですか？** 担当：山本三千子(兵庫県自治労臨職評) 春川 広司(おきたまユニオン)

**第9分科会 外国人問題の取り組み** 担当：土屋みどり(スクラムユニオン・ひろしま) 遠藤健二(ユニオンみえ)

**第10分科会 マスメディア戦略** 報告：東海林智(毎日新聞記者) 報告/担当：神部紅(東京管理職ユニオン)

**第11分科会 関生弾圧事件は、今どうなっているのか(地元企画)** 関生弾圧事件では、これまで起訴された66人中11人の無罪を勝ち取りました。一方で、大津地裁で4年の実刑判決(3/2)、京都地裁で10年の求刑(6/17)がされています。国連ビジネスと人権作業部会報告や大阪広域生コン協組との闘いも含め、今どうなっているのか改めて整理し議論していきます。 報告：連帯労組近畿地本書記長 西山直洋さん コメンテーター 吉田美喜夫 立命館大学名誉教授 担当：井手窪啓一(なかまユニオン)

**第12分科会 「『維新的なもの』をいかに乗り越えるか？」(地元企画)** 関西で猛威を振るう「維新の会現象」。特に大阪市・府では首長も議会も制圧、国政選でも圧倒的な強さです。全国各地の皆さんから、「なんで大阪では維新の会がそんなに強いのか」と、何度となく尋ねられました。いえいえ、名古屋には河村が、東京には小池がいるではありませんか! 「今だけ、カネだけ、自分だけ」、「民主的プロセスをすっ飛ばし、トップダウンで権威主義的」、「“敵”を標的に激しく攻撃し喝采を得る」「右翼的・差別排外主義的」、そんな政治家・政治勢力が、大阪だけでなく全国各地で目立ちます。東京都知事選での“石丸現象”も一例かもしれません。「大阪/日本維新の会」を、そうした全国的な潮流の一つの現れと位置づけ、「維新的なもの」が現に支持されているという事実をひとまず受け止めた上で、なぜ支持されるのか、その背景を考えよう。そんな問題意識での分科会です。 チューター：木村真(北大阪ユニオン)

### お願い

**【参加申し込みについて】** 今年の交流集会の受付は、すべてメールで行います。下記URLから、Excelのファイルをダウンロードしていただき、メールに添付してお送りください。その際、Excelのファイルには「ユニオン名」を明記していただけますよう、お願いいたします。 ○申込みファイルダウンロードURL: 送付先: cuinosaka@gmail.com <https://x.gd/PRYrd> ○問い合わせ電話番号 075-581-7434 (FAX 兼) 担当: 笠井

**【宿泊先について】** 申し訳ありませんが、各自で早い目のご手配をお願いします。